



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

② 家庭系燃えるごみへの「ごみ処理券」の貼付について

目的

ごみ処理券の貼付により、ごみの分別の徹底、ごみの減量化に努めていただくとともに、ごみの排出者としての責任意識を今まで以上に持っていただくことや、他地域からの持込防止、現在の大量消費、大量廃棄の生活スタイルを環境にやさしいスタイルに改めていただくことを目的としています。

平成20年1月現在では、44町内会で実施していただいております。来年度(平成20年4月)より全町で実施していただきます。

配布枚数

家庭系燃えるごみの収集日は年間103回です。ごみ出し1回に1枚を目安とし配布しています。

【1軒あたり103枚/年≒120枚=6シート(20枚/シート)】

よって、1軒あたり年間6シートを配布します。

配布方法

- ・ 町内の全世帯に、町内会組織を通じて配布します。
- ・ 1軒の家に2世帯・3世帯の同居や、紙おむつなどの使用により普通の家庭よりごみが多いなど特殊な事情がある場合は、町内会長さんまたは役員さんに申し出てください。
- ・ 「ごみ処理券」が無くなった場合は、町内会長さんまたは役場環境経済課にて追加配布します。

ごみの排出の仕方

- ・ 家庭系燃えるごみを排出する際は、透明または中の見える半透明の袋に必ず「ごみ処理券」を貼り、ごみ処理券が見やすい状態でステーションに出してください。
- ※記名欄については、氏名・番地・番号など、各町内会でルール設定していただいております。

違反袋は収集しません。

- ・ 違反のごみ袋は収集しません。
- このような場合は「イエローカード」を貼らせていただきます。出されたかたが責任を持って持ち帰り、適切に処理してください。

ごみ処理券を貼ることによって得られた成果

- ・ ごみ処理券を貼ることによって、違反ごみがなくなった。
 - ・ 問題だった他の市町からの持ち込みごみがなくなった。
 - ・ ごみ処理券を貼る前と比べるとごみが出る量が減った。
- という意見をいただきました。

また、町では、ごみ減量化のひとつとして、生ごみに含まれる水分を十分に切ってから家庭系燃えるごみに出すことを推進しています。

10月に婦人会の20人の皆さんに、家庭から出る生ごみの水切りのモニタリング調査をしていただきました。そして、1世帯あたり1ヵ月で平均1.6キロの減量という結果を報告いただきました。この値から計算すると、仮に笠松町の全世帯が水切りを行った場合、年間約151トンの生ごみの減量をすることができます。

今後もごみの分別、減量化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

